外国中央銀行等のために行う振込に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、日本銀行本店との間で行う当座勘定取引（当座勘定（同時決済口）における取引を除く。）について日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）を利用する先のうち、外国中央銀行等のために行う振込に関する特約（以下「特約」という。）において指定された先（以下「振込事務取扱先」という。）が、日本銀行から外国中央銀行等（外国の中央銀行もしくはこれに準ずる者または国際機関をいう。以下同じ。）のための振込の委託を受ける場合の取扱いに関する基本的な事項を定める。

（振込の委託）

第２条　日本銀行は、日本銀行に開設された振込事務取扱先の当座勘定（当座勘定（同時決済口）以外の当座勘定をいう。以下同じ。）に入金するとともに、日銀ネットを利用して次の各号に掲げる事項が記載された電文を送信することにより、振込事務取扱先に対して振込（日本銀行が振込事務取扱先の当座勘定に入金した資金を、本条第２号に規定する最終資金受取人口座に入金することをいう。以下同じ。）を委託することができる。ただし、第４号または第６号に掲げる事項は記載を省略することができる。

（１）最終的に資金を受取る者（以下「最終資金受取人」という。）の名称等

（２）最終資金受取人を名義人とする預金口座（以下「最終資金受取人口座」という。）に対する入金を行う金融機関の店舗の名称等

（３）最終資金受取人口座に対する入金を、日本銀行に対して依頼した外国中央銀行等の日本銀行が別に定めるコード

（４）最終資金受取人口座に対する入金を、外国中央銀行等またはその資金取引の相手先等に対して最初に依頼した者の名称等

（５）振込の金額

（６）振込の処理にかかる報酬および費用を外国中央銀行等または第４号に規定する者が負担することを条件とするか否かの区分

（７）その他日本銀行が別に定める事項

２．振込事務取扱先が前項に規定する電文を受信した場合には、その受信の時に、日本銀行は振込事務取扱先に振込を委託し、振込事務取扱先はこれを承諾したものとみなす。

（振込についての照会）

第３条　振込事務取扱先は、前条第１項に規定する電文の記載不備その他の理由により振込を処理し難い場合には、直ちに日本銀行に照会するものとする。

（振込の委任の解除）

第４条　振込事務取扱先は、前条の規定による照会によってもなお振込を処理し難い場合には、振込の委任を解除することができる。

（振込金の返還等）

第５条　振込事務取扱先は、前条の規定により振込の委任を解除した場合には、日銀ネットを利用して、遅滞なく、第２条第１項第３号に規定する外国中央銀行等に、第２条第１項の規定により入金を受けた金額相当の資金を返還するものとする。

（振込事務取扱先の報酬または費用請求権）

第６条　振込事務取扱先は、振込の処理にかかる報酬または費用を外国中央銀行等または第２条第１項第４号に規定する者が負担することを条件に振込の委託を受けた場合その他日本銀行が認める場合には、日本銀行に対し、振込が処理された日の属する月の翌月１５日までの間に日本銀行が定める書面により、当該報酬または費用を請求することができる。

２．日本銀行は、前項の規定により振込事務取扱先から報酬または費用の請求を受けた場合には、振込が処理された日の属する月の翌月の末日までに、当該報酬または費用相当金額を当該振込事務取扱先の当座勘定に入金する。

（日銀ネット障害時等の取扱い）

第７条　日本銀行は、日銀ネットの障害等によりこの規則の規定による取扱いができないと認めた場合には、この規則の規定と異なる取扱いをし、または特約先にこの規則の規定と異なる取扱いを指示することができる。

（所要事項の決定等）

第８条 日本銀行は、外国中央銀行等のために行う振込の適切な運用を確保するため、この規則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講ずることができる。

（解約等）

第９条　日本銀行または日本銀行との間で特約を結んだ者（以下「特約先」という。）は、１か月以上の予告期間をもって特約を解約することができる。当該解約のための意思表示は、書面により行うものとする。

２．日本銀行は、次の各号の一に該当する場合には、直ちに当該特約先との特約を解約することができる。

（１）特約先がこの規則に違反したとき。

（２）特約先が第８条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したとき。

（３）当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則第１２条第２項各号に掲げるいずれかのとき。

（規則の改正）

第１０条　日本銀行は、外国中央銀行等のために行う振込の適切な運用を確保するため、必要と認める場合には、この規則を改正することができる。

（準拠法および合意管轄）

第１１条　この規則およびこの規則に基づく権利義務についての準拠法は日本法とする。

２．この規則およびこの規則に基づく権利義務について紛議を生じた場合の争訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。ただし、日本銀行は、管轄が認められる日本国外の裁判所において特約先に対し訴訟を提起することを妨げられない。